

2018年度同志社大学大学院司法研究科
後期日程入学試験問題解説
行政法

本問のモデルとした判例は、最判昭和56・2・26民集35巻1号117頁である。行政判例百選I〔7版〕122頁(60事件)に記載された事件であるので、既知の受験者も少なかつたであろうが、本問は、この判例の知識そのものを問う出題ではない。そのため、この事案の下、本件処分の適否に関する各自の判断が問われるのであれば、不特定多数人の安全がおびやかされかねない危険性を重視し、処分を適法とする解答も、答案としては合理的に成立する。しかし、本問は、多くの行政法事例問題と同様、処分に不服を持つ(本件の場合は、その取消しを求める)者の代理人としての立場から論じることを求めている。そこで、解答者は、(資料)に示された法令に照らし、本件処分が根拠法条の定める要件又は効果の規定の解釈・適用上許されないものであると論じなければならない。

そこで規定を参照すると、法3条2項により、劇物の輸入業を適法に営むためには申請を経てその登録を受ける必要がある(法4条1項・2項も参照)、次に、処分庁が登録という申請認容処分をなすための設備の基準(要件)は、厚生労働省令の定めに委任されている(法5条)。そして、その基準の内容は、法施行規則4条の4第2項で準用される同条1項2号～4号が定めるように、劇物が漏出や盗用等によって公衆に悪影響を及ぼさないようにするための、厳重な貯蔵設備の設置と管理に尽きている。そうすると、処分庁自身が「商品Qの保管には問題がない」、つまり設備基準の点では要件を充足していることを認めており、法5条が「[登録を]してはならない」とする拒否要件に該当しないにもかかわらず、拒否処分をしている点が、本件処分の違法事由ないし取消原因をなす、との主張が構成できる。

なお、処分庁側からは、(設例)に示された危惧の他、法5条が「基準に適合しないと認めるとき……は……登録をしてはならない」とする文理からすると、その基準不適合性以外にも登録拒否を適法にできる場合がありうる、などの主張も考えられる。しかし、Xの代理人としては、商品Qの危険性は適法かつ容易に入手可能な物品(例えば激辛香辛料)の悪用による危険性と同程度のものであること、事業活動の制約のためには法令による明示的な根拠付けが必要であること、などの反論が可能である。これらの点まで考えた記述は、当然に加点要素となる。もっとも、初見の条文理解を短時間で求めるのであるから、上記のように条文の文言に即した主張を組み立てられていれば、十分に合格である。

